

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月、A大学に雇用され、B所在の同大学C学部において教授として就労していたところ、平成○年○月○日、自家用車にて出勤する途中、踏切前で停車していたところを後続車に追突され負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、同月○日、Dクリニック及びE整形外科に受診し、それぞれ「右感音難聴、むちうち損傷」、「頸椎捻挫」と診断された。その後、F病院に受診し、加療を継続していたところ、抑うつ気分、興味関心の低下等の症状が出現したとして、平成○年○月○日、同病院の精神神経科に受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは本件通勤災害が原因であるとして、同年○月○日以降の期間に係る療養費について、監督署長に対し療養給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において「(請求人は)平成○年○月頃より抑うつ気分の出現を申し立てていることから、主治医(H医師)の診断により同時期に(ICD-10診断ガイドラインによる)F32の『うつ病エピソード』を発病したものと判断する。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状の経過に鑑み、同医師の意見は妥当であり、請求人は、平成○年○月頃に「うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断する。

(2) 請求人は、本件通勤災害が原因で本件疾病を発病したと主張しているところ、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準を準用して判断する。

(3) 本件通勤災害は、本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事であり、決定書理由に説示のとおり、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に該当すると認められるので、検討すると、次のとおりである。

ア 「(重度の)病気やケガをした」について

請求人は、本件通勤災害後、耳鳴り、難聴、めまい、頸部痛など多彩な症

状を訴えているが、これらのうち、本件通勤災害に起因する症状は頸部痛のみであり、耳鳴り、難聴等の症状は、決定書理由に説示のとおり、本件通勤災害に起因するとは認められない。したがって、当審査会としても、請求人の本件通勤災害に起因する傷病の程度が重度であるとは言えないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ 「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」について

請求人は、本件通勤災害時の状況について、「加害者が(中略)猛スピードで向かってくる状況とそのままのスピードで激突するまでを克明に視ていたと、証言できます。これは、死を感じさせる程のものであったと思います。」と述べている。しかし、決定書理由に説示のとおり、本件通勤災害の状況等からみて「悲惨な事故」に該当するとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の本件通勤災害による心理的負荷の全体評価は「弱」とであると判断する。

(5) そのほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

(6) なお、請求人は、自動車損害賠償責任保険に係る平成○年○月○日付け「後遺障害事前認定結果のご案内」を提出するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、当該結果により同判断が左右されるものではない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は通勤上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。